

## 中間貯蔵施設環境安全委員会（第18回）

令和2年8月31日（月）

○事務局 事務局から諸注意事項を申し上げます。

携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定いただきますようお願いいたします。また、新型コロナによる感染防止のため、会場内では可能な限りマスクを着用されますとともに、人との距離を確保いただきますようご協力をお願いいたします。

報道機関の皆様に対してお知らせいたします。撮影に当たっては、前方での撮影は開会から挨拶終了までとし、議事からは事務局席より後方の位置でお願いいたします。また、説明や意見交換の場においては、フラッシュを使ったカメラ撮りはご遠慮ください。このほか取材に当たっては、担当者の指示に従っていただきますようお願いいたします。

続いて、配付資料の確認をさせていただきます。皆様のお手元に、中間貯蔵施設環境安全委員会（第18回）の議事次第、続いて安全委員会の委員の皆様の名簿、続いて、環境省の出席者名簿、座席表、資料1として環境省の中間貯蔵施設事業の状況について、資料1の別添、県の資料として資料2、資料2の別添、環境省の資料として資料3、同じく資料3の別添、最後に参考資料となっておりまして、事務局のほうまでお知らせさせていただきますようお願いいたします。

## 1. 開 会

○事務局 定刻より若干早くはございますが、これより第18回中間貯蔵施設環境安全委員会を開催いたします。

申し遅れましたが、私、福島県中間貯蔵施設等対策室の清野と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、中間貯蔵施設環境安全委員会の委員長からご挨拶をお願いいたします。

○河津委員長 皆様、こんにちは。私は、委員長の河津でございます。本日はよろしくお願い申し上げます。

本当に委員の皆様方には、コロナ禍の中、また足元の悪くお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の議題としましては、今年の3月に実施した第17回の環境安全委員会の後の中間貯蔵施設の状況を環境省からご報告いただきまして、委員の皆様には忌憚のない意見、または改善点、こういったものをぜひ発表していただければと思いますので、よろしくお願いします。

また、残念な報告としては、副委員長でありました石田順一郎さんが6月に亡くなりました。心からご冥福をお祈りしたいと思います。また、会議の中で、もし皆さんの賛同をいただ

れば、黙禱をしたいと思いますので、その節はまたよろしくお願いしたいと思います。

挨拶はこのくらいにしまして、次に、委員のご出席の状況、それからまた新しい委員になられた方もあるようですので、事務局からご紹介をよろしくお願いいたします。

○事務局 承知いたしました。ご説明の前に、当委員会の副委員長でありました石田順一郎様におかれましては、去る6月1日にご逝去されました。ここに哀悼の意を表すととともに、慎んでお知らせいたします。これに伴いまして、中間貯蔵施設環境安全委員会設置要綱第3の1及び同3に基づき、学識経験者であります日本原子力研究開発機構福島研究開発部門企画調整室次長の川瀬啓一様に、令和3年3月12日までを任期として委員の委嘱をさせていただいておりますことをご報告いたします。

ご紹介いたします。川瀬委員です。

○川瀬委員 川瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、新年度となり人事異動により委員に変更がありました。お名前を呼ばれた方は、お手数ですがその場でご起立ください。委員名簿をご覧ください。

双葉町の徳永委員です。

○徳永委員 双葉町副町長の徳永でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 また、環境省におきましても人事異動により中間貯蔵部長ほかが替わられました。ここで福島地方環境事務所鮎川中間貯蔵部長からご挨拶をいただきたいと思います。

○鮎川（環境省） ただいまご紹介をいただきました環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部長を先月の21日に拝命いたしました、鮎川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今回で18回目を数えます環境安全委員会、私、本日が初めての出席ということでございまして、どうぞよろしくお願いいたします。日頃より中間貯蔵事業につきましては、様々なご指導、ご助言いただいておりますことを改めて感謝を申し上げます。

我々の事業のほうにおきましても、安全をまず第一にということで、皆様の安心・安全というのをまず第一に事業をさせていただいております。その中で、輸送施設の稼働が行われておりまして、おかげさまで輸送の対象物も約6割に当たる大体800万m<sup>3</sup>ぐらい輸送をしたところでございます。本日はその進捗状況あるいはモニタリング結果などをご報告させていただきまして、委員の皆様方の忌憚のないご意見、ご助言をいただければというふうに考えてございますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

本日は16名の委員にご出席いただいているところで、ご多用中にもかかわらず、また足元の

悪い中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

次に、環境省からの出席者については、出席者名簿をご覧ください。福島地方環境事務所鮎川中間貯蔵部長ほかが出席しております。

報道機関の方にご案内いたします。これより先の撮影は、事務局席より後方からの撮影をお願いいたします。

## 2. 議 題

○事務局 それでは、議事に移りますが、議事進行は本環境委員会の河津委員長をお願いいたします。それでは、河津委員長、お願いいたします。

○河津委員長 それでは、よろしくお願いします。

先ほどお話ししましたように、石田順一郎委員が亡くなられたということで、もしよろしければこの場で黙禱を捧げたいと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは事務局のほう、お願いいたします。

○事務局 それでは、これから故石田順一郎委員に対し1分間の黙禱を捧げたいと思います。

ご起立ください。黙禱。

ありがとうございました。お直りください。

それでは、河津委員長に進行をお返しします。

○河津委員長 どうもありがとうございました。

それでは、これから議事のほうに入らせていただきます。

初めに、議事次第1ということで、「中間貯蔵施設環境安全委員会の運営について」でございます。

これにつきましては、今回石田副委員長が亡くなったということで、中間貯蔵施設環境安全委員会設置要綱第4の4において「委員長に事故があるときは委員長の指名する委員が職務を代理する」という項目になってございます。私としては、引き続きJAEAの川瀬委員に委員長代理をお願いしたいと思います。川瀬委員、よろしくお願いいたします。

それでは、議題の2、議題の3についてですけれども、「中間貯蔵施設に係る事業の状況について」ということと「福島県が実施した令和元年度中間貯蔵施設に係るモニタリング調査の結果について」ということは、密接に関係しておりますので、この両方についてそれぞれ説明を受けた後、ご意見等をいただきたいと思いますと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは初めに、環境省から資料に基づいてのご説明をお願いいたします。

○三田（環境省） それでは、資料1についてご説明させていただきます。

ページをおめくりいただきまして、「施設の整備」についてでございます。3ページにございます主な施設の配置ということでございまして、受入・分別施設と土壌貯蔵施設をまとめて記載させていただいております。現在、全8工区が稼働しているところでございます。

また、仮設焼却施設、仮設灰処理施設、さらには廃棄物貯蔵施設の位置図を整備中のものも含めてお示しさせていただいております。

次の4ページをご覧ください。除去土壌の分別処理と貯蔵のイメージということでございまして、ご案内のとおりでございますけれども、フレコンバックを破袋機で袋を破って、2つのふるい機にかけて、フレコン残渣と草木や根を取り除いて分別してベルトコンベアまたはダンプで土壌貯蔵施設のほうに運搬してまいります。そして、2種類の方法で貯蔵して敷きならし、締め固めをして貯蔵を行うという工程を示しているところでございます。

5ページでございます。受入・分別施設と土壌貯蔵施設の概要ということでございまして、こちらは現在稼働しております施設の一覧表になります。今年の3月27日に大熊④工区の土壌貯蔵施設が運転を開始しております。これをもちまして、当面整備予定の受入・分別施設、土壌貯蔵施設は全て運転を開始しているということでございます。

6ページ以降が土壌貯蔵施設、受入・分別施設の工区ごとの現在の状況をお示しさせていただいております。それぞれの写真を掲載させていただいております。また、左下に施設の位置図、右下に輸送量ベースの貯蔵量を掲載させていただいております。

大熊①工区につきましては、土壌貯蔵施設の写真にございますとおり、緑色の仮設のシートを設置して、貯蔵しているところ以外は、雨が浸入しない形で貯蔵を行っておりまして、現在左奥の工区を中心に貯蔵を行っているところでございます。

7ページ、大熊②工区でございます。こちらにつきましては、現在奥のほうにございます黒っぽい区画、また白いテントの上のほうの区画を中心に貯蔵を行っているところでございます。

8ページでございます。大熊③工区の状況でございます。こちらの土壌貯蔵施設の写真をご覧いただくと、真ん中の写真の白っぽくなっている箇所では今後貯蔵を進めていく段階でございます。

次に、9ページの大熊④工区でございます。こちらは先ほど申し上げましたとおり、今年3月末に貯蔵を開始しております。手前の区画を中心に貯蔵を行っているところでして、奥の大きな茶色の区画のエリアが現在造成中でございまして、施設整備を進めながら貯蔵を行っ

ているということでございます。

次のページ、大熊⑤工区でございます。こちらも現在、手前の大きな区画で貯蔵を行っております。

11ページからが双葉①工区でございます。受入・分別施設から土壌貯蔵施設までダンプで、真ん中少し右下辺りの白いテントに運び込みまして、そこから出ている茶色のベルトコンベアで処理された土壌を落としていく形で貯蔵を行っています。

12ページが双葉②工区の状況でございます。こちらにつきましても、手前の区画で貯蔵を行っているところでございます。

次の13ページ、双葉③工区でございます。こちらは昨年12月から稼働しております。他の受入・分別施設で分別されたものを運び込んで、貯蔵を行っているということでございます。

14ページになります。仮設焼却施設と仮設灰処理施設の概要でございます。大熊町の仮設焼却施設、また今年の2月に火入れ式を行いました双葉町の仮設焼却施設と仮設灰処理施設が2施設ずつございます。双葉町の仮設焼却施設、仮設灰処理施設につきましては、今年の3月から順次処理を開始しているところでございます。

次の15ページに、仮設焼却施設と仮設灰処理施設の処理量等のデータを掲載させていただいております。大熊町につきましては、可燃物ということで掲載させていただいておりますし、双葉町のその1、その2の処理施設につきましては、焼却施設における可燃物、また灰処理施設における焼却残渣の処理量をお示ししております。また、焼却灰等の発生物について、放射性物質濃度も計測させていただいております。これらについてもデータをお示しさせていただいております。

次の16ページでございます。主に仮設灰処理施設で発生したばいじんを、鋼製の角形容器に封入して積み上げて貯蔵するという廃棄物貯蔵施設でございます。今年の4月と今年の3月からそれぞれ大熊1工区と双葉1工区につきまして、貯蔵を開始しているところでございます。

17ページと18ページに具体的な貯蔵の様子がございます。17ページにつきましては、大熊1工区の貯蔵の状況について、写真のとおり鋼製角形容器に封入して貯蔵を行っております。左下に施設の位置図を載せておりまして、右下に現在の鋼製角形容器の個数で貯蔵量をお示しさせていただいております。18ページには、双葉1工区の状況をお示しさせていただいております。こちらも同様に、右下に現在の貯蔵量をお示しさせていただいております。

19ページになります。こちらは廃棄物貯蔵施設の工事、双葉2工区の状況でございまして、昨年12月から建築工事を開始しておりまして、現在、廃棄物貯蔵施設棟の1階と2階、さらに屋上の躯体工事の工事中でございます。

20ページになります。こちらは保管場等への保管量ということでございまして、保管場と灰保管施設につきまして、7月末時点で時点更新させていただいております。ご覧の数量となっております。

21ページからが、「輸送と道路交通対策」の状況でございます。

22ページでございます。2020年度の輸送の予定でございます。現在、ご覧の25市町村から輸送を行っておるところでございます。今年度の輸送実績を申し上げますと、右下にございすとおりの輸送量について7月末時点で約155万 $\text{m}^3$ 程度運んでおります。累計で824万 $\text{m}^3$ 程度運んでおりまして、今年度の輸送量としましては前年度と同程度でございすので、安全かつ確実に輸送を続けていきたいと思っております。

その次の23ページでございます。中間貯蔵施設に搬入した除去土壌等の種類と濃度の分布でございまして、左の円グラフにございす6月末までに搬入した除去土壌等のうち、94.2%が土壌であるということでございます。右のグラフにつきましては濃度をお示しさせていただいております。搬出時に仮置場等で測定した表面線量率と重量によって換算した放射能濃度の分布を見ますと、8,000Bq/kg以下が74.6%、約4分の3ということで、傾向は同じであるということでございます。

その次の24ページでございます。輸送ルートと道路交通対策ということでございまして、既に実施済みの箇所は黒字、今後の輸送に向けて現在実施中、今後実施予定の道路交通対策は赤字でお示しさせていただいております。大熊町につきましては、真ん中の④の工事用道路、町道中央台線の整備を実施中でございまして、左から2番目の写真にございすとおりの現在の整備の様子をお示しさせていただいております。また、国道288号線につきましては、別ページでご説明させていただければと思います。

25ページにつきましては、双葉町の輸送ルートと道路交通対策ということでございまして、右側の⑫と⑬でそれぞれお示しさせていただいております。下条・北磯坂線で交差点改良工事を準備中でございます。また、陳場下の交差点で工事中でございます。

その次のページでございます。26ページ、国道288号道路交通対策でございまして、環境省が①工区については見通し改善、線形改良、拡幅を実施済みでございます。②工区、③工区につきましては、それぞれ現在、環境省が局部改良工事の準備中又は既に実施中でござい

して、③工区につきましては2020年秋頃完了予定ということでございます。④工区につきましては、福島県が側溝の蓋かけ及び枝払いを実施しておりまして、環境省において道路補修を実施済みということでございます。

27ページからが輸送ルート、常磐道の交通状況でございます。今回から前回のデータと上下で比較できるようにしてお示しさせていただいております。青い棒グラフが一般車両の台数、赤い棒グラフが輸送車両の台数、水色の折れ線グラフが平均速度をお示しさせていただいております。輸送車両が走行するルートの交通量につきましては、全体の車両数を見ると6時台から7時台がピークとなっております、輸送車両につきましてはその時間帯を避けて輸送しているということでございます。現在、いずれの時間帯も著しい速度低下というものは見られませんが、下りの路線で11時台から13時台、上りの路線で9時台にそれぞれ規制速度の70キロ前後で走っているということです。これは規制速度を遵守している輸送車両の割合が高いためというふうに考えております。2020年1月、前回のデータと今回のデータを比較しまして、いずれの区間でも輸送時間帯における平均速度の著しい変化は見られないということでございます。引き続き関係機関と連携の上、当該エリアを含む輸送ルートの交通状況を注視していくということでございます。

30ページからが、「モニタリング等」の状況でございます。

31ページは受入・分別施設の状況でございまして、地下水中の放射能濃度、排気中の放射能濃度を掲載させていただいております。

32ページには、粉じん濃度と空間線量率を掲載させていただいております、33ページに空気中の放射能濃度、表面汚染密度のデータを掲載させていただいております。いずれのデータも検出下限値未満、基準値以下、線量率については通常の変動の範囲内であったということでございます。

次に、34ページ、土壌貯蔵施設のモニタリングデータでございまして、前回から大熊④工区が貯蔵を開始しましたので、これを加えまして週次または月次のデータをお示しさせていただいております。地下水中の井戸の中の放射能濃度、集排水設備の放射能濃度、全て検出下限値未満ということでございます。

また、35ページ、処理水放流先河川の放射能濃度、基準を下回っているか、検出下限値未満ということでございます。また、前回委員会でご意見いただきました、いわゆる最終放流先のデータということで、下部のほうに河川最下流における放射性セシウムの測定結果を掲載させていただいております。全て検出下限値未満であることを確認しております。



36ページでございます。こちらにつきましては、土壌貯蔵施設の粉じん濃度を掲載させていただいておりまして、高濃度粉じん作業に該当するものはなかったということを確認しております。また、空間線量率につきましても、通常の変動の範囲内であるということでございます。

37ページ、空気中の放射能濃度と表面汚染密度、いずれも全て検出下限値未満であることを確認しております。

その次の38ページと39ページでございます。大熊町、双葉町の仮設焼却施設及び仮設灰処理施設につきまして、排ガス中、地下水中又は雨水の排水集水枡の中の放射能濃度、いずれも全て検出下限値未満であることを確認しております。また、空間線量率につきましては、通常の変動の範囲内であったということです。粉じん濃度についても、高濃度粉じん作業に該当する値はないことを確認しております。

40ページでございます。廃棄物貯蔵施設につきましても、この春に貯蔵を開始したということで、モニタリング結果を掲載させていただいております。地下水中の放射能濃度、空間線量率、こちらにつきましても異常値等は計測されていないことを確認しております。

また、41ページ、技術実証フィールドにつきましても、データが取りまとまってまいりましたので、モニタリング結果をご報告させていただいております。いずれのデータも検出下限値未満、基準値未満または通常の変動の範囲内ということでございます。

42ページ、最後になります。その他の空間線量率と放射能濃度等の測定結果ということでございまして、保管場等における空間線量率と地下水中放射能濃度につきましては、空間線量率は除去土壌等の保管、処理、貯蔵等による周辺への影響は見られなかった。地下水中の放射能濃度につきましても、全て検出下限値未満であることを確認しております。また、中間貯蔵施設区域境界における大気中放射能濃度、空間線量率でございますけれども、こちらも大気中放射能濃度は基準を下回っており、空間線量率につきましては通常の変動の範囲内であるということでございます。

その次に、輸送路における放射線量率でございます。こちらにつきましては、平常時より高い放射線量率が数十秒程度観測される場合もありましたが、それも含めて追加被ばく線量は十分に小さいことを確認しているということでございます。また、仮置場搬出時の輸送車両周辺の空間線量率につきましては、ガイドラインの基準の100 $\mu$ Sv/hを十分に下回っているということでございます。

最後に、中間貯蔵施設を出るときの輸送車両の表面汚染密度でございます。こちらも全輸送

車両が退出基準の13,000cpmを十分に下回ったということでございます。

その次のページが、作業員の方の被ばく線量でございます。作業員の被ばく線量につきましては、新年度に入っておりますので、4月、5月の2か月間のデータをお示しさせていただいております。法令でございます電離則及び除染電離則で定められた5年間で100mSv、かつ1年間で50mSvを超えないように、100mSvを5年間で割りました20mSvをこのグラフの中の右の緑の線で引かせていただいております。年間でこれを超えないように管理が適切に実施されていることを確認しているということでございます。現時点では、中間貯蔵施設事業による被ばく線量に限りますと、2020年度の累積被ばく線量最大が1.3mSvであるということでございます。

次のページが、1日当たりの被ばく線量を示しております。それぞれの作業について、管理、監督、仮置場や保管場または中間貯蔵施設の中の受入・分別施設等で作業される方、またドライバー、運転手のそれぞれの1日当たりの最大被ばく線量をお示ししております。最も多い方で1日当たり80μSvの方が4名、これらは施設整備のための線量低減工事に従事していた方でございます。99%以上は1日当たり20μSv未満であったということでございます。引き続き、できるだけ被ばく線量を下げようという取組を行ってまいります。

45ページからが、「減容・再生利用」の取組でございます。

46ページでございます。これまでも報告をしております、南相馬の盛土の実証事業でございます。引き続きモニタリングを継続しているところでございます。

47ページにつきましては、飯舘村における再生利用実証事業の概要でございます。こちらはアップデートがございます。真ん中の③と④でございますけれども、地元のご意見をいただきまして、真ん中の地図の中で青い点線で盛土実証ヤードというところがございまして、こちらで食用作物、花き類の栽培を開始しております。また、東側盛土の一部で覆土材の農業利用上の特性を検証するために、一部の区画で覆土なしによる露地栽培も開始して検証をするということでございます。また、今年の6月から農地の盛土等の工事の準備も順次開始しております。

次の48ページでございます。技術実証フィールドの整備状況でございます。除去土壌等の処理、減容・再生利用、県外最終処分を効果的に進めていくために、中間貯蔵施設区域内で貯蔵されている除去土壌等を用いて、実務的な技術の開発を行う技術実証フィールドを整備して、実証試験事業を実施中でございます。8月時点の実証事業としましては、真ん中下辺りにございます2件の実証事業を行っているということでございまして、今年度の公募実証

事業につきましては9月頃に実証開始することを考えています。

49ページ、「広報・普及活動」でございます。

中間貯蔵施設の整備、輸送また再生利用の理解醸成に関しまして、ラジオ、テレビ、新聞広告等の様々な媒体でお知らせを行っております。また、一般の方向けに中間貯蔵施設の見学会も行っておりまして、感染拡大防止措置を徹底した上で、実施しているところでございます。

また、51ページでございます。中間貯蔵工事情報センターについてでございます。臨時休館しておりましたけれども、6月20日からは新型コロナウイルスの感染拡大防止策を徹底した上で開館しているということでございまして、来館者数の累計は7月末時点で約8,000人ということでございます。

最後に53ページでございます。中間貯蔵施設事業の新型コロナウイルス感染症に対する対策ということで載せております。環境省から全事業者に対して、福島県の新型コロナウイルス感染拡大防止対策、福島県知事による要請、また業界団体等が作成した感染予防のガイドラインに沿った対策を行うよう要請、指示を行っておりまして、具体的にはマスクの着用、手洗い、手指消毒の徹底、これが基本でかつ重要な対策でございますので、これを徹底すること。また、相対的に感染リスクの高い地域に移動する場合等の行動履歴の記録、仮に感染者等が発生した場合において速やかに対応する体制づくり、これらについて要請、指示を継続的に行っているところでございます。

54ページからは、参考で付けております、今年1月に公表させていただいた中間貯蔵施設事業の方針でございます。

資料1の説明につきましては以上でございます。

○河津委員長　ありがとうございました。

それでは、引き続き福島県からの説明をお願いいたします。

○清野（福島県）　福島県から資料2を用いまして、令和元年度中間貯蔵施設に係るモニタリング調査、福島県が実施しましたモニタリング調査の結果についてご説明をいたします。着座にて説明をさせていただきます。

2ページ、調査の目的ですけれども、国が実施する中間貯蔵施設事業に関して、「中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書」に基づき、事業の安全性を確認するため平成28年度から実施しているものです。調査の観点といたしましては、事業による周辺環境への影響を確認する、それから環境省のモニタリング結果の妥当性を確認することの二つです。

3 ページ、調査の概要です。調査は大きく放射性セシウムの測定等の放射能等調査と、有害物質等の環境調査を行いました。放射能等調査につきましては、敷地境界、輸送路、中間貯蔵施設の各施設と、ご覧の調査地点で空間線量率や放射能濃度の測定を行いました。輸送路に関しまして、以前は浪江町役場で実施しておりましたが、付近で解体工事、道路の拡幅工事等が行われていたため、浪江町地域スポーツセンターに地点を変更しております。また、大熊町仮設焼却施設の稼働に伴いまして、排ガス中の放射能についても調査を実施しています。

4 ページ、環境調査です。輸送路において大気質、騒音・振動、土壌貯蔵施設において放流水中の有害物質等を調査いたしました。輸送路に関しては、先ほどと同様、浪江町地域スポーツセンターにおいて調査を実施しています。

続いて5 ページ、調査件数です。年1回から2回、土壌貯蔵施設に係る地下水、シート下部湧水、放流水、減容化施設の排ガスについて、環境省のモニタリング調査地点のうち施設の稼働状況などを勘案いたしまして、一部を抽出してモニタリングを実施いたしました。この中で地下水ですけれども、施設からの影響を見るため、施設の下流に設けられた観測井戸で採取した水を検査したものです。シート下部湧水については、土壌貯蔵施設からの浸出水の漏えいの有無を確認するため、遮水シートの下の地下水集排水設備で集められた水を検査したものです。放流水については、土壌貯蔵施設の保有水を水処理設備で処理した後の水を検査したものです。

続いて6 ページ、調査の件数です。まず、敷地境界と敷地外ですけれども、敷地境界2地点に加えまして、輸送路である浪江町地域スポーツセンターと下流河川である熊川ほかで調査を実施しました。

調査結果の概要は7 ページです。まず空間線量率ですけれども、敷地境界において1時間当たり0.32から1.31の範囲でした。昨年度よりも低い結果となっています。輸送路に関しては、地点が浪江町役場から地域スポーツセンターへ変更されており、直接的な比較はできませんが、昨年度と同程度でした。

続いて8 ページですけれども、大気浮遊じんの放射能濃度です。敷地境界、それから敷地内、これは危機管理部のほうでやっております原子力発電所周辺環境放射能測定結果になりますけれども、セシウムの検出が認められておりますが、全て環境省が管理上の指標とする濃度限度以下でございました。大体1万分の1ほどの濃度でした。

続いて9 ページ、参考までに大気浮遊じんの放射能濃度の測定地点を写真で示しております。

これら2地点は、いずれも国道6号線に面した交差点に位置しています。ここに写真に載っておりますようなハイボリューム・エアサンプラーという機械で、空気を30分間吸引する方法でモニタリングを行っています。

続いて10ページ併せて11ページですけれども、輸送路のモニタリング結果として、騒音・振動、大気質とも指標とする環境基準等を下回っていました。

続いて12ページ、こちらも参考までに浪江町地域スポーツセンターでの測定車両、移動測定車の設置状況を示しております。このような移動測定車によりまして、大気質、あとは沿道にて騒音・振動、空間線量率の測定を行っています。

続いて13ページ、河川水中の放射能濃度です。夫沢川流入河川及び小入野川において検出が認められています。詳細は資料2の別添の3枚目の裏のページに測定結果が出ておりまして、最大で1リットル当たり3.4Bq検出されています。こちらに記載のように、30年度の県のモニタリング結果、それから環境省の令和元年度のモニタリング結果においても、同等の測定値が観測されています。

続きまして14ページ、地下水の放射能濃度、全て不検出でした。

続いて15ページ、放流水の放射能濃度、それから16ページが有害物質等ですけれども、いずれも不検出、基準内の測定結果となっています。

最後に17ページですけれども、大熊町の仮設焼却施設の排ガス中のセシウムの放射能濃度ですけれども、不検出でした。

先ほどちょっと説明が漏れましたが、資料の別添については測定地点の詳細を記載したものでして、1番のところのアルファベットで記載したところが2以降の測定地点の図に対応しております。青と赤で囲ったところが測定地点になっていますので、併せてご参照いただければと思います。

まとめといたしまして、令和元年度の県が安全確保等に関する協定に基づき行ったモニタリング結果においても、中間貯蔵施設事業による空間線量率、大気、地下水、放流水、排ガスなど周辺環境への影響は認められませんでした。また、国の測定結果との比較から、その妥当性が確認されました。

結果の詳細については、今ほどの資料別添のほうに一覧を添付していますので、ご参照ください。また、測定結果につきましては、県のウェブサイトでも公表しています。今後も引き続きモニタリングを実施し、事業の安全性を確認してまいります。

県からの報告は以上です。

○河津委員長　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明についてのご質問、それからご意見等ございましたらお願いいたします。菅野委員、お願いします。

○菅野委員　11ページ、水が入らないようなブルーシートを敷いているというご説明がありましたけど、屋根がないのに雨が降ったら入るんじゃないですか。水が入らないようにというのは、屋根があるものですよ。そういう細かいところ、ちゃんとやらないと分からないですよ。1個目ね。

2個目。47ページ、これ約束を守ってないでしょう。30年経ったら福島県から全部出すからと言って、双葉町はこの中間貯蔵にご協力しました。そういう説明しか議会としては受けていません。その中で、これ飯舘村さんというのは福島県じゃないということでもよろしいでしょうか。

あと、26、27ページで、道路、これまた環境省さん、何回もしつこく言いますけれども、これってもともと私たちは、道路を全部直してからやるという約束を破ってるんですよ。今頃までやってるのはおかしくないですか。それで事故があったりなんかしてるというのは、ありますよね。その責任を取らないというのは、よっぽど責任のない国なんですよ。それをお願いします。

あとコロナ対策。自分たちの今日の会議を見てくださいよ。県も。これ密とってますか。自分たちができないことを、業者さんに言うのはおかしくないですか。それで、例えば重要な会議だというのであれば、6月の開催は何でやらなかったのか。6月の時点のほうが感染者数は少なかったはずですよ。こんな多くなってからやっていて、自分たちのできないことを人には言わないほうがいいんじゃないですか。国と県とそろって、言うことではないと思いますけど。

あと、県に関しては、検出なしという報告を随分してるみたいですけど、じゃあその井戸水、井戸を掘ったら飲めるのですか。それで言わせてもらえば、県も報告するんだったら、こちら側には県は要らないんじゃないですか、委員としては。県も自治体に言われなくちゃならないこといっぱいありますよ。同等の委員として意見するのは、僕は県としてはふさわしくないと思いますけど。そこら辺も県として答えてください。事務局側と委員側にいるのは、ちょっとおかしい。それで、県が本当に検出してないというあその地下水、井戸を掘って飲むときに、飲めるのですか。生活用水として使えますか。そこら辺ちょっと答えてください。

○河津委員長 それでは、環境省のほうからよろしいですか。

○栗栖（環境省） 回答させていただきます。ご指摘ありがとうございます。

まず1点目いただきました11ページの青いシートが、水が入らないようにするためというふうな点について、お答えさせていただきます。

この点について、少し説明が不十分で申し訳なかったのですが、今まだ貯蔵中ですので、このような青いシートを敷いているところでございます。ここに降って下に行った水というのは、きちんと排水の処理設備というので浄化をしまして、川に戻しているところです。今後この貯蔵が進んでまいりまして、実際に遮水シートなりでくるんでキャッピングをしていくことになってまいりますと、中の土壌への雨水の浸入はないというふうに進んでまいりますので、今はそのような状況だというふうにご理解賜ればと思っています。

○河津委員長 それでは次に、引き続き再生の話ですね。

○大野（環境省） ご質問ありがとうございます。環境省の大野でございます。

中間貯蔵開始後30年以内に県外最終処分するということについては、国としての約束であるとともに、法律にも規定されていることでもあります。また、県と2町さんと結ばせていただいている協定書にも、県外最終処分の話、また除去土壌等の再生利用の推進に努めるということを書かせていただいております。

現在、環境省のほうで作っております戦略ですとか工程表に基づいて、再生利用については実証事業を進めさせていただいております。今ご指摘のありました46ページ、47ページにあります南相馬市、飯舘村においてこういった実証事業を進めておりまして、現在、放射線の安全性や再生利用の有効性などに関する科学的な知見の充実を図っておるところでありまして、引き続きこういう取組を続けてまいりたいと思っております。

はい、飯舘村は福島県内にあるということでございます。

○河津委員長 続いて、道路問題ですか。

○宮田（環境省） 輸送課企画官の宮田のほうから回答させていただきます。

ご質問いただきました道路整備につきましては、現在、環境省として、これまで輸送の増加に向けまして、必要な整備対策を進めてきているところでございます。現在、先ほどご説明あったとおり、実施中の箇所はありますが、できる限り整備のほうは完了に努めていきたいと考えております。

また、整備の途中のところにつきましても、安全対策のところを十分にやっていきまして、特に狭いような箇所のところにつきましても、運転手等々への周知、教育等を進めて、引き

続き運転手のほうを指導してやっていきたいと考えております。以上になります。

○河津委員長 続きまして、コロナ対策ということでの質問がありましたけれども。

○事務局 会議の開催に当たりましての新型コロナ感染症対策についてですが、事務局といたしましては、必要な感染対策を講じた上で開催するということで考えておりまして、本日も入り口での手指の消毒ですとか、あとは席の配置の配慮とか、皆様にご協力いただいてマスクの着用等について、可能な限り感染対策を講じた上で開催するということで実施させていただいたところです。

重要な会議でありますので、今後も必要な時期に開催していきたいと思っておりますので、ぜひともご協力お願いしたいと思っております。

○河津委員長 菅野委員、よろしいですか。もう一つありましたね。井戸水の話については、県のほうですか。

○清野（福島県） 県の測定結果で、地下水中の放射能濃度不検出ということで報告をさせていただきました。飲用に供することができるかということに関しましては、飲料水の基準への適合を確認する必要があります。今回、県のほうで実施したのは中間貯蔵施設指針に沿って、施設の周辺の地下水の状況、放射能濃度について測定した結果をご報告させていただきましたので、この測定結果については放射能濃度についてのものです。これだけをもって飲用に供することができるかということは、判断することはできません。

あとは報告を県がするのであれば、この環境安全委員会に出席する必要があるのではないかとということにつきましては、委員としての出席は設置要綱に基づきまして、福島県から出席しているところです。今回報告させていただいたモニタリングについては、安全確保等に関する協定、県が環境放射能等のモニタリングを必要に応じて実施するということに基づいて実施しているものですので、いずれもそれぞれの根拠に基づいて出席、あとはモニタリングを実施しているということですので、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○河津委員長 では、菅野委員、お願いします。

○菅野委員 県に言わせてもらいたいのは、理解できないから質問しているのに対して、理解しろってどういうことなんですかね。やってることがお粗末なんです。今の答えは二つとも答えになってません。コロナ対策というのは、普通に2メートル間を空けるとか、そういうのを全部やってる、一般では。それもできないで何を言ってるんですかね。勘弁してもらえませんか。ちゃんとしたこともできないのに、言い訳とわけの分からない説明は屁理屈でしかないんですよ。もう一回答えてください、ちゃんと納得のいくように。



あなたたちは人に対して指導する立場じゃない、もう。こういうふうにやったということは。俺は6月開催しなかったのは何で。6月のほうが感染者いなかったんだよ。今のほうがすごいよね。そういうことも答えない。調子悪いことも答えないのは、県としてどうしようもないですね、これ事務局持って入ってくるのはいいけど、県側も実際に言えば県民を裏切ってるわけですよね。こういう面で。

普通、もう双葉町は2022年、入ってもう帰還だという話とかいろいろある中で、だったらついでにもう調査すればいいだけの話じゃないですか。適応して住めるかどうかということだって、県の役目なんじゃないんですか。影響緩和交付金、2,000億円以上、半分以上、3分の1ぐらいしか地元配らないで、全部持って行ってくだらない仕事じゃなくて、ちゃんとしたものに使ってもらわないと、どうしようもないですよ、県として。そこら辺恥ずかしいと思ってくださいよ、県も。

あと30年に関して言ってますけど、私は飯舘で使った土、飯舘で残るんですよ。残るんですよ。その名前を出すのは非常にまずいかもしれないですけど、約束を守ってないじゃないですか。30年で県外に全部出しますよという話でやったんですよ。だらしないじゃないですか、県で。何も言わないで。どんどんどんどんこうやってきて、今度は水問題ですよ。

県として何も言えないんだったら、何の意味もないじゃないですか。行政って何のためにあるか分かりますか。うちの町であれば、町民の生命、財産を守ることですよ。自分の家、土地買ったものとか、先祖代々のものを守りますよ。県だったら、県民のことをより一層考えてやらなくちゃならないことを、全然やってないじゃないですか。国との中間に入っていないですよ。入っていない中で、よくのうのうとこうやって委員として来れるのかなと思いますけど、我が町民は双葉町町民としては、帰りたいという人もいますわけですよ。そんな中で、こんなお粗末なことばかりされたら、県に期待も何もできないじゃないですか。飯舘で何でやらせたんですか、県。許可出したんですか。双葉町に言ったときには、30年後には全部出しますよと。国も言ったんですよ。法律にしますって。僕あのときおたくらの先輩に言ったんですよ。あなたたちは法律を変える機関にいるんだよねと。ころころ変えるでしょうと。そういう質問をしました。そしたら、答えないで、今と一緒に。適当な答弁をして、結局やってること同じじゃないですか。

今日やってることは本当に非常にひどいと思いますよ。あなたが言った答弁は答弁になっていないですよ。約束を守らないで、また言い訳、嘘、これが国民に対して環境省がやることなの。県もそうだよ。代表として来て、県民のほうに立たないで国のほうに立ってやってるん

だったら、県なんか要りませんからね。ここの委員としている資格がないと僕は思います。  
お答えください。

○事務局 新型コロナ感染症対策につきましては、不十分な点があるかもしれませんが、事務局  
といたしましては取り得る対策を講じた上で開催ということで、今回開催させていただいて  
いるところです。

時期に関しましては、おっしゃるように6月のほうが、感染者が少ないという状況があった  
かもしれませんが、今の時期に開催させていただくに当たっては、必要な感染防止対策を講  
じた上で開催に至ったところです。

○河津委員長 では、橋本委員をお願いします。

○橋本委員 資料の47ページ、飯舘村長泥の再生利用について、30年以内県外最終処分という約  
束に反しているのではないかとのご意見をいただいております。福島県としてどういうふ  
うにそれを考えるのかということですが、前回の会議でも同じような議論をしたと記憶して  
おります。私からお答えしたこと、繰り返しになりますが、除染とか放射性物質汚染対処、  
中間貯蔵施設、これらについて定めた放射性物質汚染対処特措法というのが法律にありまし  
て、その基本方針というのが震災の年に発表されており、その中に再生利用するというよ  
うなことがその段階で既に記載されています。

それから、先ほど環境省さんのほうでご説明したとおりですが、我々が今ここに集まってい  
る会議の根拠になっています両町と県と国の4者による安全協定の中で、国は再生利用に努  
めると。その上で再生利用できなかったものについて、県外最終処分すると条文の中に書か  
れていたと私は記憶しておりまして、つまり再生利用をするということを、4者あるいは当  
初から国は言っており、我々県も再生利用すること自体を協定で、特には否定していないス  
タンスでおります。福島県としてはそういうことでございます。

飯舘村の件について、県は何も間に入っていないのではないかと、何もしていないというお話  
でした。この飯舘村の再生利用については、特定復興再生拠点という制度ができまして、帰  
還困難区域の中でも人が帰還して生活できるエリアを作っていきたいということで、国  
が東電賠償ではなくて公共事業によって建物を解体したり除染をするという制度が設けられ  
ました。その際に地元において特定復興拠点の再生計画を作って、県を通じ国に出し、国の  
承認を得て拠点計画が作られるという手続が始まった際に、飯舘村が自ら、環境省の働きか  
けはあったと聞いておりますけれども、186haの農地再生をしたいと望まれて、手続を取られ  
たと我々は理解しております。

○菅野委員 あ、県の考え方ってすごいですよね。県民のことをだましたんだよ。中間貯蔵というのは、普通にニュース、報道、あなたたちの説明では、環境省の説明では、30年間で1回そこを全部なくしますよと。そういう後付けね、どれだけ偉い人なのか知りませんが、それって自分の頭の中で理解しても、それはただの言い訳で、県民が全体的にそういうふうにありますか。今回水の問題が全然関係ないところで出てきてますよね。海に面していないところで、いろんなことが出てきてますよね。僕らの地域は海に面していろんな問題ありますよね。原子力の問題というか、汚染土の問題とか。県は今の言い訳にしか聞こえないですよ。普通に皆さん、何と言ってたんですか。あの中間貯蔵のとき。30年後には全部県外搬出しますよとしか言ってないですよ。その当時、その説明しましたか。説明不足でしたと済むんですか。そういうことですよ。

言ってることは、確かに分かりますよ、言ってること。そういう条文がありましたよと。それを言わないでやったら詐欺じゃないですか。それで、この前も言って、偉そうによく言うけど、ただだましてただですよ、それ。僕たちは30年後には出ていくもんだと。福島県全体でそういうふうにしたから、僕らは受けてるわけですよ。それで後付けで、じゃあ町長知ってた、じゃああなたも知ってるんだから、知事も、じゃあみんな県民が言ったら責任取れますか。責任取らないじゃないですか。将来の次の世代に対して。国、県の職員というのは、どんどん下の世代に責任だけやって、やることやって、責任も取らないのに言ってほしくないですよ。あのときの報道、全部見てくださいよ。県民に説明したこと。30年後は中間貯蔵に入れたものは全部出しますよと。県外搬出しますよという説明だけだよ。

それで、まさしく私は間違ってますよというような答弁をよくできますよね。当町の職員は、町民と当たってます。直接ね。あなたたち県の方々、国の方々は、国民とか県と触れ合っていないんですよ。どういうふうに自分たちが言っても、責任がないからそういうふうに見えるんで、そういう責任を別に今すぐ取れと言ってるわけじゃない。今後、そういうことをしてほしくないんですよ、もう。それをまさしくいいようなことばかりするんだったら、あなたはそっち側の人間でしょうと。こっち側にいるような人間じゃないよ。協定書とか何かいろいろなものがあるけど、あなたたちは変えられるんだよ。県と両町と国と話し合いしましょうと。国も話し合いするけど、県も反対側じゃないですか。逆に言えば。

ただ、言葉はちょっと分かんないですけど、僕もあれですけど、補助金とか今までもほかの町のことは言えないですけど、うちの町としては原子力があつたことによって随分福島県にはご奉仕してますよね。その中のあれもできないで、こういうふうになってまでそういうこ

とをするんじゃないくて、ちゃんと誠意を持った答弁と行動をしてください。あなたの答弁は  
要りません。終わります。

○河津委員長 いろいろと問題といたしますか、明確にやはりどういうふうに考えるかというのは、  
整理していく必要があるかなと思いますので。ぜひその辺は国、それから県、それから関係  
町村含めまして、きちんと整理していただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと  
思います。

ほかにいかがでしょうか。吉岡委員。

○吉岡委員 大熊町の吉岡でございます。

資料の40ページで、廃棄物貯蔵施設のモニタリングの概要が出ておりますけれども、これも  
作業環境での空間線量率、これで大熊と双葉で、双葉のほうがちょっと高めに出てるんです  
けれども、これは原因等が分かればお教え願ひたいんですけれども。

○河津委員長 環境省、お願ひいたします。

○栗栖（環境省） ありがとうございます。確かに、最高のところが若干双葉のほうが高くなっ  
てございます。線量の場合、通常ですと周りの影響とか考えられると思いますが、今ちょっ  
と手元にデータがございませんので、整理してご報告させていただきたいと思います。申し  
訳ありません。

○河津委員長 吉岡委員、よろしいですか。また、次の機会ということで。では、次回にでもこ  
の辺についてはよろしくお願ひします。

ほかにいかがでしょうか。石田委員、お願ひします。

○石田委員 大熊の石田です。

再生利用で、今月ちょっと新聞で気になることがありまして、実は覆土をしないで植物を育  
てるような話がワーキンググループで出たと。先ほど菅野委員が言いましたように、再生利  
用というようなことで、県外搬出するとき、そのための実験でないかな、というように私は  
理解しているものですから、その中で環境省として実際このポット試験とか、そういう形の  
データ取りというのは、今まで継続してやってるんでしょうか。それについてお聞きします。

○大野（環境省） ご質問ありがとうございます。

飯舘村で行われている実証事業の件だと思います。この件に関しましては、今、よろしいで  
しょうか。

○石田委員 飯舘さんでやる場合に、環境省としてポット試験とかそういう実験室レベルで、そ  
の辺のものを使った試験をやってから、実証試験という形でやっているのかどうかです。

○大野（環境省） 昨年度、ポット試験ということで資源作物数種類の試験を行っております。

この中でセシウムの移行係数ですとか、そういったことの確認を行っているということでございまして、今年度はそういった知見も踏まえて盛土の上で実証事業ということで試験栽培を行っているということでございます。

覆土なしの部分でございますけれども、これは地元で開催している運営協議会というものがございまして、この会議の中でも覆土なしでやった場合にどうなるのかというふうなことを確認するように、というようなことがございました。こういったことも踏まえて、環境省としては様々な科学的な知見を得ていくという観点で、今回のような実験を行っているというところでございます。

○河津委員長 どうぞ、お願いします。

○石田委員 そのポット試験とかの時間の経過と、実証試験に向けての作業の中身について齟齬がないのか、ちょっとお聞きしたいんですね。はっきり言いますと。きっとその辺、実験室レベルできちんと栽培検証して、それに基づいたデータを出して実証試験に入ったのかどうかお聞きしたいと思います。

○河津委員長 環境省、お願いします。

○大野（環境省） 環境省としては、このポット試験による試験の中で、特にカリウムとの関係を主に調べておりました。カリウムの濃度が上がれば、セシウムの吸収量は小さくなっていくと。これは県の調査でも明らかになっておりますけれども、昨年度様々な施肥の条件を変えて、そういった試験をしております。今回も福島県の施肥基準に基づいて、露地でもそういったことを行った上で、露地でやった場合にどうなるだろうかというふうな試験に移っているということで、我々としては必要な段階を踏んでいるというふうに考えております。

○石田委員 安心しました。ぜひそのデータを公表していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○大野（環境省） 東京のほうの検討会で公表しておりますので、またその件はご報告したいと思っております。ありがとうございます。

○河津委員長 では、よろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。高萩委員、お願いします。

○高萩委員 資料2の7ページですが、空間線量率の件なんですけど、県の30年度のモニタリング結果は0.49から2.28 $\mu$ Sv/h、今回こっちに細かい資料があつて0.32から1.31と下がってますというご説明でしたが、この環境省のモニタリング結果は、1.31に対して最大2.72あるんで

すけれども、これ場所とかちょっと違うんですかね。環境省と取っている場所が。

要は質問の趣旨は、測定点が違うということでもいいのかなというのと、30年度のモニタリングを取った位置と、今回取った位置は一緒の位置で半分くらいに下がってますよという言い方をしたいのか。その点を確認したいと思います。

○河津委員長 それでは、県、お願いいたします。

○清野（福島県） この敷地境界の地点については、環境省の測定地点と同じ地点ですが、位置的に若干ずれています。国の調査地点の地表面は土、県で測定している地点はアスファルトということで、若干国のほうが測定値としては高めに出ることが考えられます。

あとは県のほうでは、その都度人がサーベイメーターで測定をしているため、若干位置がずれるということは考えられます。

○河津委員長 高萩委員、どうぞ。

○高萩委員 比較するのであれば、やっぱり同じような測定方法で比較してもらったほうがいいかなと思うんですけど、何かやっぱり1.31のものが2.72あるというのと、何か独自に県として国がちゃんと環境省がやってるのを確認したということなんでしょうけれども、あまりにも数字が違うので、ちょっとその辺合わせてもらったほうがいいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○河津委員長 県、お願いいたします。

○清野（福島県） 資料の9ページにその測定地点の状況を写真で載せておりまして、国のほうは常設の測定器械、この柵の中に入っているような測定機器で常時連続測定をしています。一方、県はその都度、その地点に行ってサーベイメーターで測定しているということがあります。

なので、おっしゃるように同じ方法でということは難しいんですけれども、国の測定器の場所で同じように測定するという事は可能かと思うので、可能な限り測定位置を合わせて確認するような形で対応したいと思います。

○河津委員長 高萩委員、お願いします。

○高萩委員 比較にならないので、そのようにやってもらったほうがやっぱりいいと思うので、同じ位置くらいのところで、あまり差異ないようにやっていただければいいかなと思います。お願いします。

○河津委員長 それでは、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

ないようでしたら、次に移らせていただきたいと思います。

議題の４番目になりますけれども、「中間貯蔵施設事業において発生した事例と対応等について」ということで、資料についての説明を環境省からお願いいたします。

○坂井（環境省） それでは、資料３を用いまして前回３月の委員会でのご報告以降の事例と対応等についてご説明いたします。

おめくりいただきまして、２ページ目と３ページ目に発生した事例の内容と発生要因、再発防止策についてまとめてございます。

まず上から、交通事故といたしましては、輸送車両の人身事故、物損事故、業務車両の物損事故、通勤車両の物損事故がございました。また、事故以外の公道での事例といたしましては、輸送車両の運転手の交通違反、スクリーニング未実施、ルート逸脱、また３ページ目にまいりまして、エンジントラブルなどの車両不具合がございました。

その下は、作業場での事例でございます。この一番上にございます飛来、落下によるけがにつきましては、労災としての報告がなされていなかった事案でございまして、後ほど詳細についてご説明いたします。そのほか、転落、転倒、激突、挟まれによるけががございましたので、記載してございます。また、重機による物損事故がございましたので記載しているところでございます。

これらの事案の詳細につきましては、資料３の別添に個別に載せてございますので、適宜ご参照いただければと思いますけれども、本日はその中で特に重大な事案について、次のページ以降でご説明いたします。

おめくりいただきまして、４ページ目でございます。帰投中の輸送車両が道路脇に横転したという事故でございます。郡山市からの輸送車両が、中間貯蔵施設への輸送を終えまして車両基地へ戻る最中でございました。国道288号の大熊町野上湯の神地内を走行中に脱輪しまして、そのまま道路脇に横転したという事故でございます。左下にこの横転した車両の写真を載せてございます。この事故で運転手にけがはございませんでした。また、この横転した車両につきましては、約２週間後、夜間に引上げを行っております。

発生要因としましては、この輸送車両の運転手が、対向車が中央寄りに走行してきたということで、それを避けようとして左にハンドルを切ったということでございます。この箇所は、路肩の幅が狭い箇所であったにもかかわらず、左にハンドルを切ってしまったということで脱輪しまして、そのままアスファルト路面に戻れずに横転をしてしまったという状況でございます。

再発防止策といたしましては、対向車とすれ違う際の運転方法、特に路肩の狭い区間においては徐行する、又は一時停止をするということを改めて教育をしております。また、この区間、特に路肩の幅が狭いということで、注意を要する区間でございますので、道路管理者とご相談の上で、下の写真にございますような注意喚起看板を設置してございます。

続きまして、5ページ目でございます。落下した鉄板に接触をして骨折をした事故でございます。またそれについて労災として報告がなされていなかったという事案でございます。事故自体の発生は、昨年、2019年1月、受入・分別施設においてのことでございます。当日はこの受入・分別施設におきましては、土壌の分別処理は行っておりませんで、ラインを全て止めましてメンテナンス作業を行ってございました。その中で、ベルトコンベアへの大型土のうの投入口、具体的には、この施設には大型土のうを搬入し、その土のうに切れ目を入れて、ベルコンに落として次に進ませていく箇所がございますけれども、その大型土のうの投入口の補強作業を行ってございました二次の下請負事業者所属の作業員の左手に、上方から鉄板、重量約5.6kgのものが落下しまして、中指を骨折しております。この落下した鉄板は、上のほうで片づけを行ってございました別の作業員が重ねておいた残材でございました。

当日この被災者は、そのまま作業を継続しておりましたけれども、帰宅後に医療機関を受診しまして骨折が判明したということでございます。そして、翌日以降、被災者は4日以上のお休みをしております。にもかかわらず、これについて私的な理由による骨折であるとして休暇を申請しておりました。また、二次の下請負事業者は、この被災者からこの話を聞いたにもかかわらず、労働基準監督署への報告を行わなかったということでございます。また、受注者にも報告を行っていなかったということでございます。

その後、約8か月後でございますが、2019年9月になりまして、受注者はこの事実を確認いたしました。そして、事実の確認の後、速やかに環境省と富岡労働基準監督署に報告を行っております。そして、報告を受けた富岡労働基準監督署におきまして調査を実施いたしました。環境省としましてもその調査に協力をしておりました。そして、先月でございますが、2020年7月、富岡労働基準監督署は労働者死傷病報告書を遅滞なく提出しなかったということで、この二次下請負事業者をいわき区検察庁に書類送検しております。

本事案につきまして、まず事故としての発生要因と、その再発防止策についてご説明させていただきます。

まず、事故の発生要因としましては、禁止されていた上下作業を行っていた状態であったということでございます。この事故発生時には、当日の主要作業が完了しており、また、上部



で片づけを行っていた作業員からは、被災者を視認できない箇所であったということもございまして、上下作業を回避するための確認が不足しておりました。また、この箇所に資材の落下を防ぐ落下防止板がございましたけれども、その高さを越えて鉄板を置いていたために、鉄板が滑り落ちたということでございます。

右側に、この事故の再発防止策について記載してございます。受注者はこの事実について把握をした後に、速やかに再発防止策を講じてございます。内容としましては、上下作業の禁止を改めて周知徹底しております。具体的には、上部で作業をする者は、相番の作業員が目視確認できない場合には、一旦作業を中断して声かけをする、又は無線を用いるということで、位置確認を行って上下作業を回避するという事で周知徹底しております。また、高さのある箇所に資材を置く場合には、落下防止板の高さを越えないように、かつ落下防止板よりも十分奥に置くことによって、滑り落ちるのを防ぐということで周知徹底しております。

また、本事案につきまして、労災として報告がなされていなかったということにつきまして、環境省としましても、また受注者としても大変重く受け止めておりまして、再発防止策を講じてございます。

まず、受注者が実施した対策といたしましては、労災等トラブルが発生した際には、何よりもまず被災者の保護を第一に考えるということ、またそのためにも速やかに報告することが重要であるということについて、改めて全ての下請負事業者に周知を行っております。また、そのための具体的な報告体制や手順等につきましても、全ての下請負事業者及び作業員に繰り返し周知を行っているところでございます。

また、環境省からも全ての受注者に労災隠しを起ささないよう指示をしておりまして、内容としましては、休業を要する労災が発生した際には、法令に基づいて労働基準監督署に適正に報告をするということ、またそのための報告体制や手順等について、改めて全ての下請負事業者や作業員に周知徹底するということを指示しております。また、下請負事業者が労働基準関係法令を遵守しているかどうか、改めて点検を指示してございます。

おめくりいただきまして、6 ページ目でございます。トラックの荷台から作業員が転落をして、けがをしたという事故でございます。

南相馬市で、輸送の終了した仮置場の片づけを行っておりました。その中で4 トントラックに資材、直径50cm、長さ5 mの集水管2本でございましてけれども、それらをバックホウで積み込む作業を行っておりました。下に再現写真がございましてけれども、そうした作業を行っている中で、この集水管が上下に跳ね上がって荷振れをしたために、荷台上で合図をしてい

た作業員がバランスを崩しまして、荷台から飛び下り、地面に右手を突いて右鎖骨の骨折をしたという事故でございます。

発生要因としましては、このように長さがある資材に対して荷台の作業可能スペースが狭かったこと、それによって足元が不安定な状態で作業を行ったということでございます。転落防止策も不十分でありました。また、この集水管は弾性がある資材でございますけれども、そのような弾性がある跳ね上がりの可能性がある資材に近づいて作業を行ったということも要因でございます。総じて、積み込み方法の指示が具体的ではなかったという状況でございました。

再発防止策といたしましては、積み込み作業について、作業手順ですとか使用する機械などを明確にして周知をしております。具体的には、積み込む荷の大きさですとか形状に合った運搬車両を使用するということ、無理な姿勢での作業とならないよう作業スペースを確保するということ、またこのように弾性のある資材については、跳ね上がりが危険要因となることを注意するというところでございます。また、必ずしも荷台の上に上って作業をする必要がなければ、そういったことを避けるべきでありますけれども、作業手順を検討した上でも、荷台上での作業が必要な場合もございますので、そういった場合には親綱を張って転落を防止するというところで周知しております。

続きまして、7ページ目でございます。輸送車両の荷台から転落して、作業員がけがをした事故でございまして、先ほどとは異なる状況での転落事故でございます。富岡町の仮置場で、大型土のうをバックホウで輸送車両に積み込む作業を行ってございました。下に写真がございまして、下のほうに斜めに写っておりますのが輸送車両の荷台でございます。緑のシートがかかっているのが輸送ダンプのキャビンでございまして、この逆側、つまり写真の左手前側が輸送車両の後方ということになります。この輸送車両の後方にバックホウを配置しまして、そのバックホウで写真の左側にある大型土のうを荷台に積み込んでいたという作業でございました。そして、輸送車両の右側に足場を組みまして、玉外しの作業員はバックホウが旋回する間はその足場に退避をするということとしておりました。また、転落防止のために、その足場から安全ブロックを吊っておりました。文章に戻りますけれども、この荷台の上で玉外し作業員が玉外しを行った後に、右側の足場に退避しようとしたところ、作業員が付けていた安全ブロックのワイヤーがバックホウのバケットに引っ掛かった状態のまま、バックホウが旋回いたしました。このために作業員は、バケットに引っ掛かったワイヤーに引っ張られまして、作業の左側にあった大型土のうの山の上に転落をしたという事故で

ございます。作業員は胸椎を骨折し、また腰背部、腹部を打撲しております。

発生要因としましては、玉外し者が退避をする前にバックホウのオペレーターが旋回を行ったということでございます。また、重機の配置についてもあまり望ましいものではありませんで、輸送車両の後方に配置したバックホウで積込み作業を行ってございましたので、荷台の上で玉外し者の安全ブロックのワイヤーがバケットに引っ掛かりやすいような配置となっております。

再発防止策といたしましては、合図者でもある玉外し者は、足場に退避をしてから合図をするということ、また重機のオペレーターは、玉外し者が退避をして合図をしてから旋回を行うということを周知徹底いたしております。また、重機の配置につきましては、積込み用のバックホウは輸送車両の後方ではなく側方、つまり玉外し者が退避する足場の逆側、この写真で言えば左側に配置をしまして、安全ブロックのワイヤーがバケットに引っ掛からないようにするとしております。ただし、全ての現場においてそれが可能なわけではありませんが、狭隘な現場などでスペース上困難な場合であれば、バックホウのバケットをなるべく突起の少ない平爪に変更して、引っ掛からないようにするとしております。

以上、生じました重大な事案についてご報告いたしました。

おめくりいただきまして、8ページ目以降は安全対策として講じたものについてでございます。

まず、安全パトロールでございます。これは、通常の日々の巡回とは別に、環境省職員が労働安全コンサルタントを伴いまして抜き打ちで実施しているものでございます。大体、月に4回程度以上実施しているところでございます。

また、発注者安全点検といたしまして、事故の際に特に重大な結果につながりやすい重機作業等について、重点的に点検を実施しております。また、輸送の安全確保を確実にするために、仮置場にまいりまして、運転手の朝礼やKY活動、安全教育の実施状況などを、実際に運転手の方がポイントを適切にご理解いただいているかどうかも含めて、重点的に点検を実施しているところでございます。

続きまして、9ページ目でございます。受注者において設置しております中間貯蔵工事等協議会におきまして、災害防止や交通安全に係る情報共有、安全パトロール等の活動を定期的に実施しております。また、以前からでございますが、富岡労働基準監督署にはパトロールに同行いただいたり、様々ご指導をいただいているところでございます。

また、今年度、新しい取組といたしまして、福島労働局及び富岡労働基準監督署との連携を

一層深めまして、中間貯蔵施設事業の作業現場における安全管理水準をさらに向上させていくということを目的といたしまして、来月からでございますが、中間貯蔵施設災害防止協議会を開催する予定でございます。この協議会におきましては、受注者が行っている労働災害防止の取組事例、特に、ほかの受注者にも参考となるような好事例を想定しておりますけれども、そういった事例を報告しまして、受注者間で検討を行い、それを労働局や労働基準監督署にもご指導いただくといったことを繰り返し行いまして、本事業における安全衛生管理水準の一層の底上げを図っていこうということで実施していく予定でございます。

おめくりいただきまして、10ページ目、中間貯蔵安全会議でございます。過年度より実施しているものでございまして、受注者、発注者が連携をして、実効性のある安全対策に取り組んでいくための意見交換の場として開催しております。本日もお話ししましたような重大事故などについて事例として取り上げまして、現場の安全管理の課題も含めて意見交換を行いまして、各現場における安全対策の強化、改善につなげているところでございます。

次の11ページ目は、危険予知訓練ワークショップでございまして、監督官及びJESCOの委託監督員等を対象に、労働安全コンサルタントの指導によって危険予知訓練を実施しているところでございます。昨年度、全ての監督官、委託監督員等が受講しておりますけれども、年度が替わって人員の入れ替わりもございましたので、今年度も開催いたしまして、現場の巡回に生かしているところでございます。

おめくりいただきまして、12ページ目以降は、輸送に係る交通安全対策についてでございます。まず、新任者研修でございます。運転手の方が輸送に従事していただく前には、必ずこの新任者研修を受けていただくこととしておりまして、県警等のご協力もいただきまして、交通安全対策ですとか、事故時の対応等について説明を行っております。また、緊急時の通報、連絡訓練についても実施しているところです。先ほどご指摘いただいておりますように、今年度は特に新型コロナウイルス感染症対策が大変重要でございますので、密にならないような会場設定を行いまして、マスクの着用、アルコール消毒、体温測定といったものを確実にしているところでございます。

13ページ目の現任者研修につきましては、昨年度以降、過去に研修を受けて従事を続けておられる運転手の方にも、毎年度必ず再研修を受けていただくということで実施しておりまして、昨年度対象の方、全員が受講いただいておりますけれども、今年度も対象となる方には皆さんに受けていただくべく、順次開催しているところでございます。日々の安全教育の中でもお伝えしていることではございますけれども、改めて、この中間貯蔵施設事業は、地域

の方々の多大なるご協力の下に実施される事業であるということについて説明をしております。また、発生している事故等の状況や原因についても説明を行いまして、運転手の方に自らの運転について振り返っていただくような教育として実施しております。

おめくりいただきまして、14ページ目は、現場における教育等の取組でございます。仮置場等ごとに安全に係る周知会、勉強会を実施しまして、輸送作業の手順やルートの確認を行っております。また、新しい輸送ルートを走行する前には、対象となる運転手の方皆さんに事前走行をしていただきまして、危険箇所、配慮事項について相互に確認をしております。また、アルコールチェックにつきましても、下請負事業者の運行管理者において確実に行うということはもちろんですが、受注者もその状況について確認をするということが続いております。

続きまして、15ページ目でございます。6月でございますけれども、輸送に係る各受注者の輸送責任者等を招集しまして、輸送安全強化に係る緊急会議ということで開催をしております。これは冒頭の一覧表でもお示ししましたけれども、交通事故について撲滅できていない状況があり、また、交通違反についても連続して発生したということもございまして、改めて受注者が行う安全対策について有効性を振り返ってもらい、強化、改善を求めるということで実施いたしました。これを受けて、受注者のほうで強化した対策の事例としましては、ドライブレコーダー映像のチェックでありますとか、運転手の運転傾向を把握した上で教育するですとか、そういった事例がございます。

なお、輸送車両のドライブレコーダーに関しましては、前回、輸送車両であれば標準装着とすべきであるといったご指摘をいただいております。これに関しましては、現在全ての輸送車両においてドライブレコーダーの装着を行って、輸送を行っております。本件ご指摘いただきましてありがとうございました。

改めて15ページ目でございますけれども、下に3枚写真を載せてございます。これは中間貯蔵施設区域の内外におきまして、特に速度超過について注意すべき箇所ですとか、交通量の多い箇所におきまして、環境省、それから受注者にも連携してもらいまして、車両の走行状況の確認を行っているところでございます。

おめくりいただきまして、最後に16ページ目、優良ドライバー表彰でございます。安全な輸送を続けてくださっている運転手の方に感謝と敬意をお示しし、もって運転手の方全体の安全意識の維持・向上に役立てるために、安全な輸送を100日以上行っていた運転手の方に、受注者を通じまして優良ドライバー認定証を交付しております。この交付は受注者を通

じて行っておりますけれども、各受注者で工夫をしてもらいまして、例えば記念品と一緒に授与するでありますとか、優良ドライバーの中でも特に安全な輸送を行っておられる方に特別賞をお渡しするとか、様々、やりがいを感じていただけるように工夫をしてもらっているところでございます。

資料3のご説明は以上でございます。

○河津委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関してご質問、ご意見等ございましたら。菅野委員、どうぞ。

○菅野委員 4ページの路肩に落ちたという場所、これ3桁国道ってどこの管理なのかなと。多分私の記憶だと県だと思うんですけど、これ地元の方は、ここ大型トラックが普通に走っていて中央車線側に来るのは、みんな狭くて分かってます。そういうところを中間貯蔵で使うということは、これは環境省の責任もありますけれども、3桁国道を管理する県はこういうところを見ているのかなと。

だから、これたぶん報告書ってゼネコンさんも業者にそういうふうにかかせているかもしれないですけど、この報告書自体が僕信用できないなと。まずこれ、本当に普通にすれ違いきませんよ。僕らもよく通りますけれども、普通に急に止まられたりしますからね。トラックとか目の前で。しばらく相手先が来ないと、相手側も徐行で走ってるような場所なんですけど、こういう箇所です事故を起こしたときに、この運転者が悪くなるようなことではちょっとおかしいなと思いますけど、そこら辺は県としても考えるべきだと思うし、環境省としても考えるべきだし、ゼネコンとしてもちゃんとした調査をしてないというふうに僕は認識しました。

そこら辺はちゃんと環境省として、ちゃんとした報告書が出てこなかったら、また同じところで事故が起きるんじゃないですか。前にもここはあったような感じするんですけど、そこら辺はちゃんと反省すべき点は反省するべきだと思いますけど。

○河津委員長 環境省、いかがですか。

○坂井（環境省） ご指摘ありがとうございます。

国道288号につきましては、ほかの箇所もですけれども、非常に慎重な運転が必要であるということで周知をしておりましたけれども、このような事故が起こるということは、そのような周知が足りなかったということとっております。当省としましても、より具体的にこの路肩の状況について全受注者に示しまして、それをもって運転手の方にも伝わるようにということで、改めて周知をしたところでございます。今後とも、ほかの箇所につきましても、

そのように具体的な教育を実施してまいりたいと思います。

○河津委員長 よろしいですか。ほかに。千葉委員。

○千葉委員 大熊町の千葉でございます。対策の中で、14ページ、これで今回の事故も重大事故も施設内であったのが確かに挟まれ事故、いわゆる骨折事故がありましたけれども、あらかじめ中間貯蔵エリア外で、しかも片づけだとか、いわゆる走行だとか、確かに個人の資質に関するところなのですが、14ページにある輸送ルートの事前走行の実施というのをした運転手さんが横転したのかどうかというのを、まず確認したいのと。

それから、私は大熊町の議員なので、あの288号線の当該場所はよく通るんです。その先で緩いカーブのところでやっぱり転落事故があって、本当にそこ10メートルも離れていないところで落ちてるんです。そこは今、県のほうで拡幅の工事中です。ですから、間違いなく注意をして運転してくださいというのを指導しているはずなんですけれども、その事前走行したかどうかというのを確認したいのが1点と。

それから、皆さんが抜き打ちで調査されている仮置場だとか作業エリアの方々が、事故を起こしているのか。そこを抜き打ちだとか、朝の朝礼のときにKY活動をしているところに立ち会ったところが事故を起こしているのか、立ち会ってないから事故を起こしたのか。ここをちょっと、今挙げていただいた3例ありますよね、重大事故。その中の労災隠しはちょっと分かりませんが、そのほかはトラックの荷台からの転落だとか、そういう現場で、中間貯蔵エリア外で事故を起こした件について、事前に環境省の職員が朝礼なりなんなり指導したところなのかどうかというのを、ちょっと教えていただけないでしょうか。

○河津委員長 環境省、お願いいたします。

○坂井（環境省） まず、288号の横転事故の運転手の方が事前走行をしていたかというご質問に関してですけれども、事前走行は、新しいルートを通る前には必ずすることにしておりまして、またこの運転手の方は昨年からのこのルートを通っての走行を行ってございました。そのため、この道路の状況も分かっていたはずではありますけれども、思わず、中央寄りに走ってきた車両を見て、左にハンドルを切ってしまったということでございました。それに関しましては、先ほども申し上げましたとおり、道路状況に関する教育がまだ足りない部分があったのかなと反省をしております、改めて周知徹底してまいりたいと考えております。

また、ほかの事故の現場につきましても基本的に日々、監督官ですとか、JESCOの委託監督員が巡回を行っているところでございます。巡回に当たりましては、こういった点に気をつけて見るべきかを共有し、KY活動の記録等についても確認をするようにしているところ

ろでございます。

○河津委員長 千葉委員、お願いします。

○千葉委員 先ほど事前走行されていたと言いましたけれども、あそこは先ほど菅野議員が言ったように、本当に相手がセンターラインを越えてきそうだったら、止まるべき場所なんですよ。だから、相手がセンターラインをオーバーしてきたからハンドルを切ったんだというのも、確かにそういうことはあるかもしれませんが、止まらない速度で運転するべきところではないですよ。だから、ぶつかりそうになることは我々だって当然大型車が来れば、もう危ないなという場所であれば、減速を想定しますからね。だから、ハンドルを切る前にブレーキを思い切り踏みますよね。だから、確かに言い分はあるけれども、何のための事前走行なのかと。前もって走ってくださいね、気をつけてくださいね、では駄目ですよ。

だから、ここは重大事故にならなかったからいいですけども、まずは減速してブレーキを踏むことを第一義にしてくださいというような、狭いんですからと。それから、今工事中なんですからというところは、気をつけてくださいとか、安全運転してくださいなんていう言葉は、百万遍も聞いてみんな耳に入っていますよ。だから、具体的にそこはブレーキをすぐかけられるような速度で走ってくださいねと、そういう指導をするべきだと思います。

それから、先ほどのバックホウで物を吊り上げること自体が、実際には旋回範囲だとか、そういうものを十分に熟知した人がやるべきで、こういう状況を見ると、本当にど素人の感覚なんですよ。だから、皆さんが安全指導するのをただ現場に行きました、私たちはJESC Oの人間です、県の人間です、環境省の人間ですなんて言ったって、ちゃんと具体的な指導をする人をきっちりと現場に行かせないと、ただ安全意識を高めてますじゃなくて、向こうはまた来たぞと言って、適当に逃れちゃうような体質をつくっちゃいけないと思います。本当にエキスパートの人に聞けば、バックホウを使って物を吊り上げるというのは非常に、本当は違法ですけどね。だけど、場所によっては致し方ないことはあるんでしょうけど、そういう場合はこうだよというのを指導してますかといったら、なかなかしてないと思うんだね。そこはもっと具体的な指導をしっかりとやっていかないと、毎回毎回同じような事故ばかりだし、物損にしても、交通事故にしても。もっともっと具体的なところに絞り込んで、実際何が必要なのかというのを皆さんでよく検討していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○河津委員長 環境省、ではお願いいたします。

○坂井（環境省） ご指摘ありがとうございます。輸送でありますとか、交通安全に関しまして、



特に危険な箇所につきましては、とにかく減速しなければ非常に危ないということを何度も繰り返し伝えてまいりたいと思います。何か危険なことがあったときに、ハンドル操作でかわすということは非常に危険でありまして、それによる事故もたくさん起きているところでもありますので、そういった具体的な指導を引き続き行ってまいりたいと思います。

また、現場巡回について、きちんと現場が分かっている指導できる人が巡回しなければ、意味がないといったご指摘もいただきました。これに関しましても、こういったところが重大事故につながるポイントであるのかといったことを、環境省職員の中でも、もちろん J E S C O もですけれども、また受注者とも様々な機会で見聞交換、情報共有をいたしまして、現場でポイントを押さえて指導していけるように、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

なお、バックホウでの吊り上げに関しましては、きちんとクレーン仕様になっているかどうかといった確認もしておりまして、万一それがなされていなければ、その場で是正をさせているところでございます。

○河津委員長 千葉委員、よろしいですか。かなり具体的な提言があったと思いますので、実際にやる人が、事故を起こさないようにいかにできるかということを、いろいろな多面から考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。高萩委員、お願いします。

○高萩委員 5 ページ、労災隠しなんですけれども、具体的に再発防止で環境省から全受注者に指示した対策と書いてあって、具体的にどんな周知徹底と、あとその下の関係法令を遵守しているか点検するというんですけれども、具体的にどんなことをやるのか教えていただきたいんですが。

○河津委員長 環境省、お願いします。

○坂井（環境省） 労災隠しに関して、環境省から全受注者に指示をした対策の中身についてでございます。全受注者において、もちろん労災等が発生した場合にどういうふうに報告をしていくかという手順は定めているわけでございますけれども、それが本当に具体的に伝わっているかということを各現場で再確認をさせるということをしております。体制表など不明確な点があれば、それについても是正をさせるということでございます。

また、下請事業者が労働基準関係法令を遵守しているかどうかということにつきましては、労働局さんのほうでチェックリストがございます。労務管理でありますとか、放射線管理でありますとか、もちろん安全管理もですけれども。そういったチェックリストがございますので、各下請事業者において、そのチェックリストの確認を改めて行って、もしできていな

いところがあれば、速やかに是正させるということで受注者に指導しているところでございます。

○高萩委員 分かりました。そういうことで間違いなく全作業員の方とか、全員に周知できるように、二度と起こさないように、ちょっと本人もかわいそうだと思うし、いろいろな意味で今後ないように再発防止をきっちり、環境省としても、受注者もやってるようですけども、そういうふうにやっていっていただきたいと思います。引き続き安全によろしく願います。

○河津委員長 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。吉岡委員、お願いします。

○吉岡委員 大熊町の吉岡でございます。

まず、労災隠しの件なんですけれども、鹿島 J V の受入・分別施設、これ結構トラブル多いので、ほかより注意していただきたいなと思います。建設中、それから労災隠し。死亡事故までありますので、ほかの受入・分別施設でなくここだけが多いので、J V の考え方もあるんでしょうけれども、事故の再発がないように慎重に取り組んでいただきたいと思います。

あと労災があったら、出しやすい環境というのも必要かと思うんですね。うちは何もありませんというのではなく、小さなものでも出してもらって、それをほかの J V に水平展開して未然防止に努めるというのが一番重要ななと思いますので、その辺の取組をお願いしたいと思います。

それから、高速道路での事故でございます。常磐道で2件ほど物損事故が発生しております。それも対面通行の部分で事故が発生しておりますので、これにつきましては影響がかなり大きいんですね。事故車両を片づけるために通行止めにするということになりますので、注意していても事故は起きますけれども、より対面通行の部分については注意して輸送に当たっていただきたいと思います。

あと車両の故障も、高速道路での故障というのもあるようです。パンクとかエンジントラブルとか。高速道路、みんな高速で走ってますからね、事故になった場合かなり影響が大きくなるかと思うので、車両の整備等も事例を水平展開して、事前の点検等に努めて事故の防止、防止といっても絶対起きないわけではないんですけれども、より少なくなるように努めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○河津委員長 ありがとうございました。環境省から何かありましたら、どうぞお願いします。

○坂井（環境省） ありがとうございます。4点、ご指摘いただきました。

まず1点目のトラブルの多い受入・分別施設について注意をしていくようにということにつきまして、引き続きよく注意をしてまいりたいと思いますし、ほかの施設につきましても、よく、危ない点がないか、危ない点があれば早く芽を摘むということでやってまいりたいと思います。

2点目、労災等が発生した場合には、それをきちんと報告しやすい環境に、ということでご指摘をいただきました。これにつきましても、現在小さなことであっても報告をしてもらうような状況にあると、基本的にはそうなっていると考えておりますけれども、引き続き、無用なプレッシャーを与え過ぎて報告を出さないということのないように、こちらとしても努めてまいりたいと思いますし、ヒヤリハットの段階でも情報展開をして、重大事故の防止につなげるといったことも重要であると思いますので、そういった点配慮してまいりたいと思います。

3点目、高速道路での事故については大変影響が大きいといったご指摘をいただきました。常磐道等で事故や、車両トラブルもございましたけれども、地域の方々に大変ご迷惑をおかけした事案もあったということについて、大変申し訳ないと思っております。交通事故を一般的に発生させないということはもちろんでありますし、また最後にご指摘をいただきました車両故障につきましても、具体的にどういった箇所がどういった状況でトラブルになっているのかといった情報を受注者に展開いたしまして、なるべく日頃の点検、あるいは走行している中でも、ちょっとしたトラブルに気づいて、早めに止まるといったことについても、引き続き指導してまいりたいと考えております。

○河津委員長 吉岡委員、よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。ほかによろしいでしょうか。

それでは、その他ということも含めまして、今までのことも振り返っても結構ですので、何かご質問、ご意見等がございましたら。環境省、お願いします。

○三田（環境省） すみません、先ほどご説明しました資料1のモニタリングデータの右端に全て資料番号を付しておりますけれども、一部別添と資料番号が合っていないところがありましたので、資料公表時には訂正させて掲載させていただきます。申し訳ありませんでした。

○河津委員長 具体的に今言えますか。

○三田（環境省） 42ページの右端の詳細の番号が、別添と合っておりませんでした。申し訳ございません。また20ページの灰保管施設の保管量につきましても、面積のところは合計と一致していないところがございますので、確認して訂正させていただきたいと思います。大変

申し訳ありませんでした。

○河津委員長 それでは、公表する際にはきちんと訂正するなりして、資料のほうお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、これで終わらせていただきますけれども、最後に一言。

いつも言うお話になりますけれども、本日のいろいろ出された意見等につきましては、環境省としてしっかりと受け止めていただいて、特に具体的な提案等も出ていますので、ぜひその辺は事故については再発防止、それから環境対策については事前に周辺に対して環境問題を起こさないような形で、このまま運用を進めていただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、これをもちまして第18回の環境安全委員会を終了させていただきます。それでは、事務局のほうに戻します。

### 3. 閉 会

○事務局 河津委員長、ありがとうございました。

会議の運営につきまして、いただいたご意見を踏まえまして改善に努めてまいりたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、今後、本日の議事録を作成するに当たり、各委員の皆様に照会、確認をさせていただきます。また、次回の会議開催につきましては、改めて委員の皆様にご案内を差し上げることといたします。

これをもちまして、第18回中間貯蔵施設環境安全委員会を終了いたします。

本日は大変ご苦労さまでした。ありがとうございました。

以 上